

(案)

保存版

〇〇〇〇自主防災会
自主防災計画

平成 年 月 日起

〇〇〇〇自主防災会

はじめに

平成 25 年の台風 18 号災害に続き平成 26 年の 8 月豪雨災害では、福知山市各地で浸水被害や土砂災害などの甚大な被害をもたらす結果となりました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、想定外の大規模な被害をもたらしました。また、近い将来、南海トラフ地震や、東海・東南海が発生することが予想されており、災害はいつ・どこで発生するかわからない状況にあります。

大規模な災害が発生すると、消防活動をはじめとした災害応急活動が著しく低下する恐れがあります。防災機関の対応能力をはるかに超えた大災害では、地域住民による初期消火、救助活動、情報伝達、救護活動などが被害の拡大防止に大きな力を発揮したことから、家庭はもとより地域ぐるみで、防災について日頃から考え、備えておけば、万が一、大災害が発生してもその被害を最小限に止めることが出来るということを期待するものです。

全国的にも、東日本大震災を受けて防災意識が高まっており、

自主防災会の重要性を再認識し、全国各地で自主防災会の結成促進・強化など早急な対応が求められています。当自治会でも、改めて自主防災会作りの必要性を痛感し、以下のとおり防災計画を策定しました。この計画に基づき、有事の際に最大限の力を発揮できることを期待するものです。

平成 年 月 日 ○○○○自治会長

1 自主防災計画の必要性

地震風水害その他の大規模な災害が発生した場合には、消防機関をはじめとする防災関係機関は全力をあげて災害復旧活動を行いますが、①電話が不通 ②損壊建物の倒壊 ③火災の多発 ④水道管の破裂や停電に伴う断水 のような状況下では、活動も低下します。

被害の防止または軽減を図るためには、住民が地域ごとに団結し、組織的に活動することによって、はじめて最大限の力を発揮できるものです。

2 自主防災会の編成

自主防災会の育成のためには、地域住民の自主性を尊重しつつ防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、行政と住民が一体となった地域の実情に即した地域防災対策を推進します。

地域の自主防災会の規約は **資料1** のとおり定め、編成は **資料2** のとおりとします。

3 自主防災活動

防災活動を迅速かつ効果的に行うため、組織内の役割分担を以下のとおりとします。

- ① 災害対策本部を設置する。

本部は、〇〇〇〇公民館とする。

- ② 会長は、本部を統轄し自治会長があたる。

- ③ 副会長は、会長を補佐し副自治会長、公民館長があたる。

④ 本部役員は、公民館長・各組長・各種団体役職代表があたる。

⑤ 本部の役割

ア 情報収集活動 イ 初期消火活動 ウ 救出救助活動

エ 避難誘導活動 オ 給食給水活動

4 防災資料の整備

緊急事態に備え、効果的な防災活動ができるよう、**資料3**の資材を配備するものとし、不足資材については、年次計画により順次整備するものとします。なお、資材の保管場所は〇〇〇〇公民館とします。

5 防災マップ・関係機関連絡表の整備

防災設備・避難場所・緊急時の連絡などの情報を共有化するため、**資料4**の関係機関連絡表及び**資料5**の防災マップを作成しました。

常日頃からチェックをしておきましょう。

それぞれの家庭で災害に備えよう

- ☆ 家庭の安全点検をしましょう。
- ☆ 非常持ち出し品の準備をしましょう。
- ☆ 家庭で防災について話し合ってみましょう。
- ☆ 防災訓練などに積極的に参加しましょう。

〇〇〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、〇〇〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務局をおき、事務所は、〇〇〇〇公民館におく。

(目的)

第3条 本会は、自主的な防災活動を行い、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及と調査研究に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第5条 本会は、〇〇〇〇住民をもって組織する。

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長（自治会長） 1名
- (2) 副会長（副自治会長） 1名
- (3) 本部役員（各組長、各種団体役職役員） 名

(役員任期)

第7条 本会の役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 補欠、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。
- (2) 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役割の職務)

第8条 会長は、本会を代表して、会務を総括し、災害時等の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 本部役員は、組内等の把握と任務を遂行する。

(会議)

第9条 会長が必要と認められた時は、随時招集することができる。

(総会)

第10条 総会は、全会員により開催する。

- 2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 ○○○○区通常総会で報告、審議、承認を得たときは、総会に変えることができる。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他総会が特に必要と認めたこと。

(災害対策本部の設置)

第 1 1 条 会長は、○○○○区内に災害が発生し、又、発生する恐れがあるときは、災害対策本部を設置する。

- (1) 災害対策本部は、○○○○公民館に置く。
- (2) 災害対策本部は、役員で構成する。

(予算)

第 1 2 条 本会の運営に要する予算は、自治会、福知山市の補助金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 1 3 条 会計年度は、自治会会計に準ずる。

(会計監査)

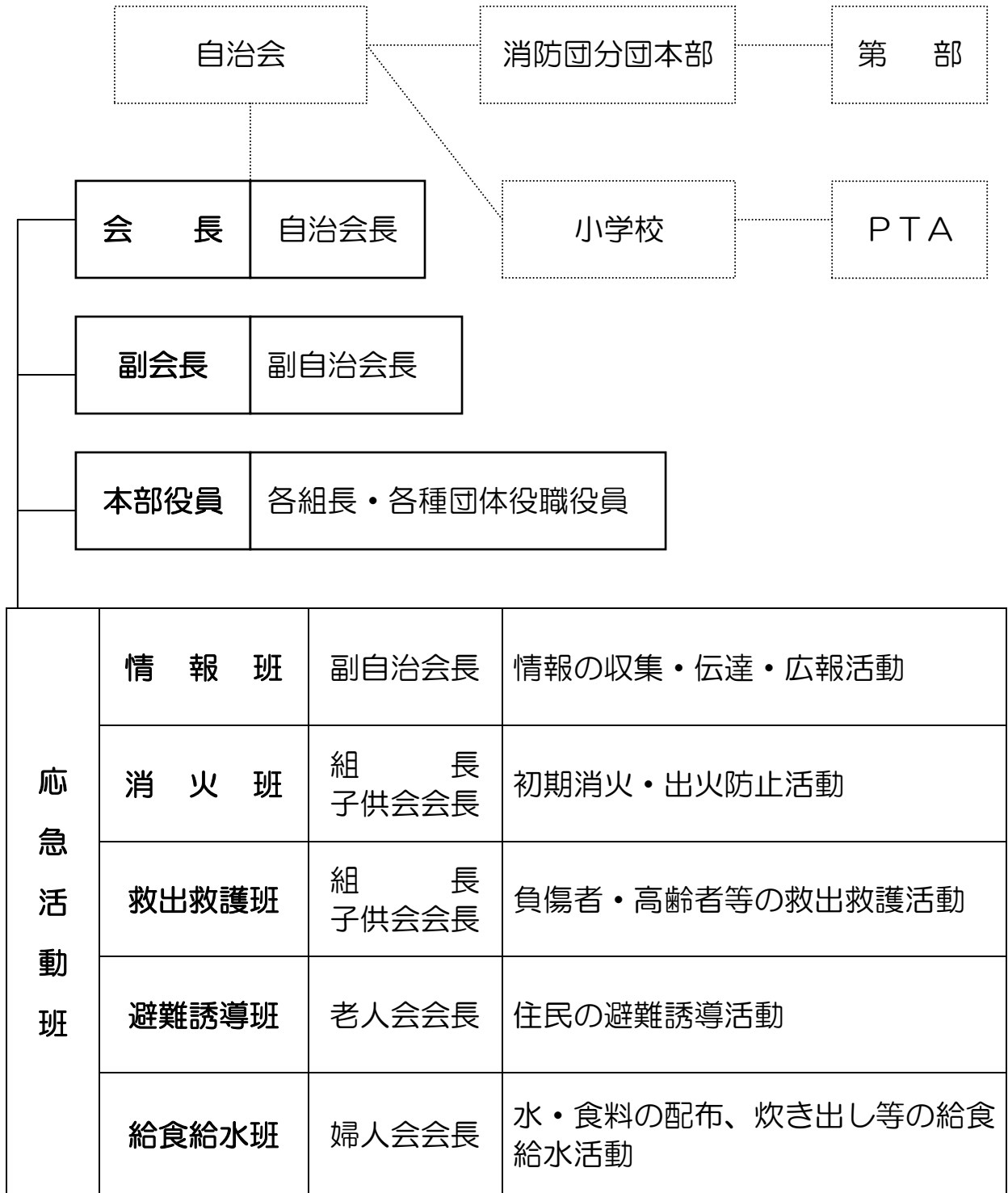
第 1 4 条 会計監査は、自治会監査に準ずる。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

資料2

〇〇〇〇自主防災会（災対本部）の編成



* 常日頃から、活動要領について、所管分団の指導を受け、上記編成に基づき、有事の際には万全の体制を図るものとする。

資料3

〇〇〇〇防災資材 備蓄一覧表

No.	備蓄資機材名	数量
1	テント	張
2	土のう袋	枚
3	PPロープ	巻
4	スコップ 丸・平 各1	丁
5	みい	ケ
6	鉄ハンマー	本
7	加工番線	本
8	木杭 (2m×10cm)	本
9	鉄杭	本
10	消火バケツ	ケ
11	砂	m ³
12	ブルーシート	枚
13	一輪車	台
14	コードリール (30m)	ケ
15	トランジスタメガホン	ケ
16	メガホン	ケ
17	FM/AMラジオ付強カライト	ケ
18	トラロープ (9mm×100m)	巻
19	椅子	脚
20	長机	脚
21	ハシゴ (脚立)	脚
22	ホース格納箱	台
23	ホース	本
24	消火栓キー	本
25	筒先	本
26	消火器	本
27	救急箱	ケ
28	炊飯器	ケ
29	やかん	ケ
30	鍋 (大)	ケ
31	LPボンベ	本
32	お椀	ケ
33	長盆	ケ

